

# ゆうき ようこそ結城へ

ゆうきしやくしょ 結城市役所 電話：0296（32）1111（代表）  
だいひょう

## しやくしょ 《市役所からのお知らせ》

### がいこくじん とうろく ◎外国人登録について

しみんか  
(市民課)

#### しんきとうろく ＜新規登録＞

にほん にちじょうたいざい がいこくじん がいこくじんとうろく てつづ きょじゅうち  
日本に90日以上滞在する外国人は、すべて外国人登録をしなければなりません。手続きは、居住地  
しやくしょ ちょうそんやくぼ ほんにん おこな  
の市役所（町村役場）で本人が行います。ただし、16歳未満の方は同居の親族が代理申請します。

#### ていしゅつしよるい ○提出書類

がいこくじんとうろくしんせいしよ まどぐち  
・外国人登録申請書（窓口にあります）

ばすぽーと  
・パスポート

しゃしん まい かげついない きつえい むぼう しょうめんじょうはんしん さいみまん  
・写真2枚（4.5cm×3.5cm、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身のもの）16歳未満のときは  
ふよう  
不要

とうろく おこな ごじつがいこくじんとうろくしょうめいしよ こうふ つね けいたい  
登録が行われると、後日外国人登録証明書が交付されますので、これを常に携帯してください。

#### へんこうとうろく ＜変更登録＞

きょじゅうち いてん ざいりゅうきかん きんむぼしよなどがいこくじんとうろくしょうめいしよ きさい じこう へんこう しょう  
居住地を移転したときや在留期間、勤務場所等外国人登録証明書に記載されている事項に変更が生  
じたときは、定められた期間内に市役所（町村役場）で変更登録をしなければなりません。他の市町村  
に居住地を移転したときは、14日以内に新しい居住地の市役所（町村役場）で変更登録してくださ  
い。

ひつよう おう へんこう しょう しょうめい しょうるい ていしゅつ  
必要に応じて変更が生じたことを証明する書類を提出します。

### いんかん とうろく ◎印鑑登録について

しみんか  
(市民課)

けいやく いんかんとうろくしょうめいしよ ひつよう ばあい いんかんとうろく  
契約など印鑑登録証明書が必要な場合は、はじめに印鑑登録をしてください。

#### とうろく てつづ ＜登録の手続き＞

まん さいいじょう がいこくじんとうろく かた いんかんとうろく とうろく  
満15歳以上で外国人登録をされている方は、印鑑登録をすることができます。登録しようとする  
ほんにん しみんか ちよくせつしんせい  
本人が市民課で直接申請してください。

いんかんとうろく つぎ ひつよう  
印鑑登録をするときには次のものがが必要です。

がいこくじんとうろくしょうめいしよ  
・外国人登録証明書

いんかんとうろく いん  
・印鑑登録のできる印

① がいこくじんとうろくげんびょう とうろく もじ ほんみょう こくいん  
外国人登録原票に登録されている文字で本名が刻印してあるもの。

② 印鑑登録のできる印は、その陰影の大きさが一辺の長さ8mm以上25mm以下の正方形に収まるもの。

※氏名が英字表記の方が漢字、カタカナ、ひらがなの印を登録する場合は、外国人登録証に通称名の登録が必要になります。

その他いくつかの規則がありますので、詳しくは市民課へお問い合わせください。

## ◎ 国民健康保険について

(保険年金課)

病気になったり、けがをしたときに、お金の心配のためにお医者さんにかかることができなかつたら・・・

国民健康保険とは、そのようなことのないように、日ごろからお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。1年以上日本に住む資格を持っている方は、必ず健康保険に加入しなければなりません。

健康保険には、職場の健康保険とそれ以外の国民健康保険(国保)があります。あなたが、職場の健康保険に加入していなければ、国保に加入してください。

○国保に加入していると・・・病院の窓口で保険証を提示すれば、医療費の一部を負担するだけでお医者さんにかかることができます。

○国保に加入するには・・・保険年金課の窓口で手続きをしてください。

## ◎ 国民年金について

(保険年金課)

外国人登録を行った方で、20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入していただくことになっています。これは老後の生活を保障することが主な目的ですが、障害者になったときの生活や加入者が死亡したときに遺族の生活を保障する役割も果たしています。また、日本で加入していた期間が短期で出国する場合には、脱退一時金を請求することができます。

いずれの請求の場合もそれぞれ一定の受給条件を満たしていることが必要となりますので、詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

※日本の会社、工場にお勤めしている方は、厚生年金保険に加入することになっていますので、市役所での国民年金加入手続きは不要です。

○厚生年金保険の加入手続きは・・・お勤め先の会社が行いますので、会社にご相談ください。

## ◎ 医療福祉制度について

(保険年金課)

医療福祉費支給制度(通称「マル福」)は、「妊産婦」、「乳幼児」、「母子・父子家庭」及び「重度心身障害者」のかたがたの健康保持増進と、福祉の向上を図るため、結城市民が医療機関等において健康保険で診療を受けた場合に一部負担しなければならない費用の一部を県と市が助成するものです。

＜対象となるかたは＞

- 1 妊産婦・・・妊娠届をし、母子健康手帳が交付されたかた
- 2 乳幼児・・・0歳～6歳児（小学校入学前まで）
- 3 母子・父子家庭・・・18歳の学年末までの子を養育している配偶者のない母または父及びその子
- 4 重度心身障害者・・・○身体障害者手帳1・2級及び内部障害3級  
○療育手帳の判定④またはA  
○国民年金の障害年金1級 など

＜必要な要件は＞

- 1 結城市に住所を登録していること
- 2 健康保険に加入していること
- 3 県で決められた収入基準に当てはまること（乳幼児及び妊産婦については、県の収入基準をオーバーした場合でも、結城市独自の助成があります。）

＜助成を受けるためには＞

対象となることが確認できる書類を持って、保険年金課で手続きをしてください。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

◎障害者の手帳について

(社会福祉課)

身体、知的又は精神に障害のある方が、いろいろな支援を受けやすくするために障害者の手帳は交付されます。障害の内容によって手続きの方法が違いますので、詳しくは社会福祉課にお問い合わせください。

なお、手帳の交付は、外国人登録を行っていることが要件となっています。

◎自立支援医療（精神通院医療）制度について

(社会福祉課)

自立支援医療（精神通院医療）制度は、精神通院医療にかかった医療費や薬代の自己負担が原則として1割になる制度です。この制度を利用できるのは、原則として健康保険に加入している方となります。詳しくは社会福祉課にお問い合わせください。

◎児童手当について

(社会福祉課)

小学校6年生以下のお子さんを養育している方には、所得制限の範囲内で児童手当を支給しています。

詳しくは、社会福祉課の担当窓口へお問い合わせください。

がいくじんとうろく おこな つぎ かた がいと う  
○外国人登録が行 われていても次の方については該当しません。

- ざいりゅうしかく たんきたいざい がいと う かた かんこう ほよう こうしゅうなど  
・在留資格が短期滞在に該当する方 (観光、保養、スポーツ、講習等)
- ざいりゅうしかく こうぎょう がいと う かた えんげき えんげい えんそう すぼ ー つなど こうぎょう  
・在留資格が興行に該当する方 (演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興業)
- たざいりゅうきかん みじか ざいりゅう もくてきおよ じょうきょう かてい しゃかいせいかつ ほんきよ じっしつ  
・その他在留期間が短く、在留の目的及び状況からみて家庭・社会生活の本拠としての実質を  
そな みて ぼあい  
備えていないと認められる場合

しんせい ひつよう  
<申請に必要なもの>

いんかん せいきゅうしゃ ぎんこう こうざばんごう つうちょうひようめん こぴー こうせいねんきん かにゆう ぼあい けんこうほけんしょう  
①印鑑 ②請求者の銀行の口座番号(通帳表面のコピー) ③厚生年金に加入の場合は健康保険証  
のコピー ④その年の1月1日以降の転入者は前住所地(1月1日に外国人登録をしていた住所地)

しよとくしやうめいしよ がいくじんとうろくげんびやう がいくじんとうろくしやうめいしよ  
の所得証明書 ⑤外国人登録原票または外国人登録証明書

じどうてあて しきゆうがく しよとくせいげん  
<児童手当の支給額(所得制限があります。)>

ふたりめ こ ひとりあ げつがく えん だいいっし えん だいにし えん  
・2人目までで子ども1人当たり・月額5,000円(第1子:5,000円、第2子:5,000円)

さんにんめいこう こ ひとりあ げつがく えん だいさんしいこう えん  
・3人目以降の子ども1人当たり・月額10,000円(第3子以降:10,000円)

ただ さいみまん こ すべ げつがく えん  
※但し、3歳未満の子どもについては、全て月額10,000円

## ほいく えん にゆうえん ◎ 保育園 への入園 について

しゃかいふくしか  
(社会福祉課)

ほいくえん ほごしゃ はたら しっぺい かてい じゅうばん ほいく  
保育園は、保護者が働いていたり、疾病にかかっているなどのために、家庭で十分な保育が可能な  
じどう ほごしゃ か ほいく しせつ  
児童を保護者に代わって保育する施設です。

もう こ がいくじんとうろくげんびやう しなさいじゅうしやうめい にゆうえんもうしこみしよ かていじやうきやうちやうきひやう  
お申し込みには、①外国人登録原票(市内在住証明) ②入園申込書 ③家庭状況調査票

じどう じやうきやう ふ ぼ しゅうろうしやうめいしよ しんだんしよ ぼ してちやう ひつよう  
④児童の状況 ⑤父母の就労証明書または診断書 ⑥母子手帳が必要となります。

もうしこみしよなどかんけいしよるい しゃかいふくしか まどぐち せいきゆう  
※申込書等関係書類は、社会福祉課の窓口でご請求ください。

ずいじ にゆうえんもう こ うけつけ おこな しゃかいふくしか と あ  
※随時、入園申し込みの受付を行っていますので、社会福祉課までお問い合わせください。

## やうちえん にゆうえん ◎ 幼稚園 への入園 について

がっこうきやういくか  
(学校教育課)

やうちえん えんじぼしやう まいとしかくやうちえん おこな かくやうちえん ちやくせつもう こ  
幼稚園の園児募集は、毎年各幼稚園で行っています。各幼稚園に直接申し込んでください。

し やうちえんじ ほごしゃ たい ほいくりやう ほじよ やうちえんしゅうえんしやうれいひほじよきん おこな  
市では、幼稚園児の保護者に対し保育料の補助(幼稚園就園奨励費補助金)を行っています。

ほじよたいしやうしや  
<補助対象者>

やうちえんじ まん さいじ さいじ さいじ さいじ ほごしゃ  
幼稚園児が満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児の保護者

しよとく しきゆうせいげん  
※所得などによる支給制限あり

もうしこみてつづ  
<申込手続き>

やうちえん にゆうえん もう こ やうちえん にゆうえんご がつ がつ やうちえん ほごしゃ たい  
幼稚園に入園してから申し込みます。幼稚園に入園後、5月から6月に幼稚園から保護者に対して

しんせいしょ はいふ もうしこみしょ ようちえん ていしゆつ  
申請書が配布されます。申込書は幼稚園に提出してください。

## ◎小・中学校の転入学について

がっこうきょういくか  
(学校教育課)

にほん ぎむきょういく しょうがっこう ねん ちゅうがっこう ねん ねんかん がくねんど まいとし がつ はじ よくとし  
日本の義務教育は、小学校が6年、中学校が3年の9年間です。学年度は毎年4月に始まり翌年3  
がつ お さい さい こ こうりつ がっこう にゆうがく ぼあい がっこうきょういくか がっこう してい う  
月に終わります。6歳～15歳の子が公立の学校へ入学する場合は、学校教育課で学校の指定を受け  
てください。そのさい さくせい にゆうがくつうちしよ あたら がっこう ていしゆつ ひつよう  
てください。その際作成される入学通知書を新しい学校へ提出する必要があります。

あなたが、日本の他の地域から結城市へ移転(転入)して来たときは、前の学校から発行された在学  
しょうめいしょ きょうかしよきゅうよししょうめいしょ ひつよう  
証明書および教科書給与証明書が必要になります。

また、住所の異動があったときは、変更の手続きが必要となりますので、学校教育課窓口へお越し  
ください。

## ◎学童クラブについて

しゃかいふくしか  
(社会福祉課)

がくどうくらぶ ほうかご ほごしゃ しごと いえ ぼあい しょうがくせい こ あず  
学童クラブは、放課後、保護者が仕事などで家にいない場合など、小学生のお子さんをお預かりする  
しせつ  
施設です。

がくどうくらぶ しない しょうがっこう こう じっし  
学童クラブは、市内9小学校のうち6校で実施しています。

<時間> つうじょう ほうかご ごご じ  
通常 放課後～午後6時まで

なつやす ごぜん じ ごご じ  
夏休みなど 午前8時～午後6時まで

<費用> つき えん えん かくがくどうくらぶ き  
月4,000円～8,000円(各学童クラブで決められています)

<申し込み> もう こ かくがくどうくらぶ ちよくせつもう こ  
各学童クラブに直接申し込みます。

※市内の状況等詳しくは社会福祉課にお問い合わせください。

## ◎健康増進センターについて

けんこうぞうしんせんたー でんわ  
(健康増進センター 電話 32-7890)

けんこうぞうしんせんたー こ おとな けんこう さぼーと ば  
健康増進センターは子どもから大人まで、みなさんの健康をサポートする場です。

<こんな時ご利用下さい>

- にんしん ほ しけんこうてちょう とき  
妊娠して母子健康手帳をもらう時
- あか せいちょう かくにん えいよう かつた き ききたいとき  
赤ちゃんの成長の確認、栄養のとり方などについて聞きたい時
- こ よぼうせつしゅ けんこうしんだん き ききたいとき  
子どもの予防接種や健康診断のことで聞きたい時
- けんこうしんだん き ききたいとき  
おとなの健康診断について聞きたい時
- あなたや家族のからだのことが心配で相談したい時

りよう  
◎利用するには、結城市の外国人登録証が必要です。

にほんご とき つうやく ひと でんわ けんこうぞうしんせんたー いっしょ  
◎日本語がわからない時には、通訳ができる人に電話してもらるか、健康増進センターと一緒にきても

らうと良いです。

＜健康増進センターのおもな事業＞

① 妊娠したら・・・妊娠し、医師の診察を受けて産まれる日がわかったら、すぐに健康増進センターに妊娠届を出してください。母子健康手帳と妊婦・乳児健診の受診票をお渡しします（申請の際は外国人登録証が必要）。

② 予防接種・・・細菌やウイルスで重い症状にならないよう、予防するために行います。

【子ども】ポリオ、BCG、三種混合、麻しん・風しん混合、日本脳炎

【高齢者／65歳以上】インフルエンザ

③ 子どもの健診・・・子どもが元気に健康で生活しているかをみるために行います。

5～6ヶ月児健診・・・健康増進センターにて実施。日程についてはお問い合わせください。

乳児健診・・・乳児一般健康診査受診票を使用し医療機関で実施

1歳6ヶ月児健診・2歳児歯科（2歳6ヶ月児健診対象）・3歳児健診（3歳4ヶ月児

対象）・・・健康増進センターにて実施。日程についてはお問い合わせください。

④ おとなの健診・・・病気の発見や病気にならないようにするため、検査します。

【健診の種類】がん検診（子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん）、結核・肺がん検診

特定健診（血液検査、尿検査など）、骨（こつ）そしょう症検診

⑤ おとなの健康相談・・・からだのことで、心配な時に相談してください。

⑥ 子育て相談・・・こどものこころやからだのことで心配なときには相談してください。

⑦ 赤ちゃん訪問・・・市保健師、助産師、子育てアドバイザーが家庭訪問をし、赤ちゃんの成長の確認

や相談をうけています。出生届けの時に、「こんにちは赤ちゃんカード」を市民課

の窓口にある「こんにちは赤ちゃんポスト」に入れるか、健康増進センターに郵送

でお送りください。「こんにちは赤ちゃんカード」は、母子健康手帳をお渡しした

時に一緒に渡してあります。

＜病気のお役立ち情報＞

・健康増進センター発行の「健康カレンダー」をあらかじめ確認しておくとう便利です。

・休日診療当番・・・お知らせ版で確認してください。

・市内の医療機関情報・・・子育て支援情報誌（赤ちゃん訪問でお配りしています）で確認してください。

または、インターネットにも情報提供されています。

・子どもの救急対応病院

・茨城子ども救急電話相談

・中毒110番

◎介護保険について

（介護福祉課）

介護保険制度とは、年齢を重ねても安心して暮らせるように一人ひとりが協力し、支えていく制度です。

介護が必要になった方が、少しでも居心地の良い生活ができるような多様なサービスが利用できるようになっており、介護を必要とする方を社会全体で支える仕組みです。

外国人登録をしている方で、永住資格や特別永住資格がある方、在留資格が1年以上ある40歳以上の方は、介護保険に加入する義務があると同時に、介護保険サービスを受ける権利があります。

介護保険加入者には2種類あり、65歳以上の人である第1号被保険者は常に介護が必要な状態や、日常生活に支援が必要な状態になった場合に介護サービスが受けられます。40～64歳までの第2号被保険者は、特定の疾病が原因で要介護や要支援状態になった場合に介護サービスが利用できます。

サービスを利用する際には、要介護状態であるかどうかの認定が必要となります。詳しくは、介護福祉課窓口でご確認ください。

## ◎ ごみについて

(生活環境課)

結城市のごみ収集区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物となっています。

ごみは、決められた場所に収集日の朝8時までに出示してください。

収集日は、地区、ごみの種類によって異なりますので、「かんきょうカレンダー」で確認してから出示してください。「かんきょうカレンダー」は市役所で配布しています。

### ① 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ

可燃ごみは、週2回(決められた曜日)、午前8時までに集積所に出してください。(前日には出さないでください)

不燃ごみは、第1・3回目の水曜日(祝日は休業します)に出してください。

粗大ごみの収集は、地区別で収集します。詳しくは「かんきょうカレンダー」で確認してください。

可燃・不燃ごみは中身が確認できる袋で出してください。

### ② 有害ゴミ

蛍光灯 直管、曲管

※割れているもの及び電球は不燃ごみへ出してください。

乾電池 ボタン電池も含まれます。

### ③ 資源物

出し方、出す場所など詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。

## ◎ 税について

(税務課・収税課)

ゆうきし ふくし きょういく ぼうさい しより さまざま ぎょうせい さーびす しぜい おこな  
結城市の福祉、教育、防災、ごみ処理など様々な行政サービスは、市税によって行 っています。

にほんこくせき かた いてい じょうけん がいと う かた ぜいきん おき  
日本国籍のない方にも一定の条件に該当する方には税金を納めていただくこととなりますので、該当  
する方は納期限までに必ず納めていただきますようお願いいたします。

## ＜個人住民税＞

### ○税金を納める方

・その年の1月1日に結城市にお住まいの方は、収入の申告（還付を含む）が必要です。

### ○納付方法

#### ・特別徴収

会社にお勤めの方が対象です。1年間の税金が毎月の給与から天引きされます。

#### ・普通徴収

自営業の方や会社で天引きされてない方などが対象です。1年間の税金を4回で納付いただきます。

6月に1年分の税額の通知書を送付します。納付期限は6月、8月、10月、1月の末日になります。

※ 結城市外へ転出（帰国）される時は、必ず残りの税額を清算してください。

### ○個人住民税の税率

・市民税 6% 県民税 4%（それぞれ算出して合計します）

・均等割額 市民税3,000円 県民税2,000円

所得割と均等割の合計が個人住民税になります。

### ＜軽自動車税＞

毎年4月1日に軽自動車、バイク等を所有しているときに軽自動車税がかかります。

### ○税額

主な軽自動車の税額は

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ・排気量50cc以下のバイク     | 1,000円/年額 |
| ・排気量90cc以下のバイク     | 1,200円/年額 |
| ・排気量250ccを超えるバイク   | 4,000円/年額 |
| ・4輪以上で自家用の軽自動車（乗用） | 7,200円/年額 |
| ・4輪以上で自家用の軽自動車（貨物） | 4,000円/年額 |

### ○納付方法

毎年5月上旬に納税通知書を送付され、5月末日が納付期限になります。

○他人に軽自動車を譲る場合は、必ず名義変更（廃車）手続きをしてください。また、結城市外へ転出（帰国）する際は、必ず廃車手続きをしてください。

## ＜固定資産税＞

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋や償却資産を所有している方に課税されます。

また、市街化区域に所在する固定資産については、固定資産税と併せて都市計画税が課税されます。

### ○納付方法

毎年4月中旬に税額の通知書が送付され、納付期限は、4月、7月、12月、2月の末日になります。

### ○税率

固定資産税1.4% 都市計画税0.3%

※どの税金も、納付期限を過ぎると、延滞金（年14.6%）が加算されます。

## ＜納税相談について＞

病気や失業などの理由で納付期限までに納めることが出来ない場合は、収税課で納税相談を受け付けています。

## ＜休日・夜間窓口について＞

平日に納付や納税相談が困難な方は、休日・夜間窓口をご利用ください。

休日窓口：毎月最終日曜日午前9時から午後5時まで

夜間窓口：毎月最終木曜日午後8時まで

## ◎上水道、下水道について

みずどうか 水道課 だんわ 電話：34-1611)

げすいどうぎょうむか 下水道業務課 だんわ 電話：34-1612)

上下水道の使用開始・中止の届出は、本人か家族、あるいは代理の人が、市役所敷地内の「水道料金お客様センター」電話：34-1100にて、手続きをしてください。

料金のお支払いは、市内の金融機関か、「水道料金お客様センター」でお支払いください。また、金融機関からの口座振替を希望する方は、市内の金融機関窓口で、手続きをしてください。

水が濁っている時には、水道課へ連絡してください。

(2010年1月作成)